

# 妊婦歯科健診を活用しよう

## 歯と口の健康週間（6月4～10日）

令和5年度の妊婦歯科健診事業が鶴岡市と三川町・庄内町で始まりました。

### ※対象者

・令和5年4月以降に鶴岡市・三川町・庄内町で妊娠の届出をした妊婦のかた。

### ※受診費用

・令和5年以降他市町村で母子手帳の交付を受け、鶴岡市・三川町・庄内町の住所に住所変更の届出をした妊婦  
◎受診日に鶴岡市・三川町・庄内町に住所を有する方に限ります。  
◎妊婦が対象で出産後は受診票を用いての受診はできません。

### ※実施機関

健診を受けることが出来るのは、鶴岡市・三川町・庄内町から業務委託された鶴岡地区歯科医師会会員で、協力を承諾し

た医療機関でのみです。

（実施歯科医療機関一覧を二次元コードで分かるようにしています。また、鶴岡市ホームページでも見る事が出来ます。）

＊健診を受ける際は事前にならず電話で予約をしましょう。

検診の負担は自治体の業務委託費なので受診者に負担はありません。ただし、治療が必要と判断された場合は、受診票は使用できません。

### ※注意事項

・妊婦歯科健診受診票  
・健康保険証  
・母子健康手帳  
安定期の16週以降の受診をお勧めします。つわりの症状が治まり、体調がよくなったなら、なるべく早く受診しましょう。

健診の目的は妊婦の歯周病等疾病の予防や早期治療を促進し、口腔内の改善を図り、妊娠期の母子の健康を守るためです。妊娠中はホルモンバランスの変化等により、免疫力が下がり、虫歯や歯周病にかかりやすくなります。

特に歯周病は初期段階では自覚症状が少ないうまま進行し、流産・早産の原因になる事もあります。乳児の歯は胎児のときに作られます。出産近くになると、6歳臼歯の一部もすでに作られ始めます。お母さんの体調によっては、歯の形の異常や歯の変色が見れることもあります。

生まれたばかりの赤ちゃんの口の中には、虫歯や歯周病の原因菌は存在しません。乳歯が生え始めるころから3歳くらいまでに、周囲の人から唾液などを介して赤ちゃんの口の中に入っていきまます。赤ちゃんの将来の虫歯になるリスクを減らすためにも、今回の健診を有効に活用いただきたいです。

詳しくは、かかりつけの歯科医院、各自治体担当課にお尋ねください。

（鶴岡地区歯科医師会）

## 妊婦歯科健診

を受けましょう

生まれてくる赤ちゃんのために



元気な赤ちゃんを産むためには、母親の健康が第一です。

妊娠中は女性ホルモンなどの影響により歯周病にかかりやすくなります。母親が歯周病になると早産や低体重児出産のリスクが高まります。お口の状況を把握し、適切なケアを行うことで母子ともに健康で過ごせるように歯科医師・歯科衛生士がお手伝いします。

三重県・三重県医師会・三重県歯科医師会のポスターより